

船舶事故等調査報告書

平成23年3月31日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第73号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年3月16日 08時00分ごろ	
発生場所	東京都八丈町八丈島西南西方沖 八丈島灯台から真方位241°93海里（M）付近 （概位 北緯32°20′ 東経138°15′）	
事故等調査の経過	平成22年5月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 漁船 第十八^{おおとり}鴻丸、19トン MG2-6238（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>B 漁船 第十八^{せいほう}盛豊丸、18トン KO2-6268（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、一級小型船舶操縦士</p> <p>B 船長B、一級小型船舶操縦士</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 右舷船首部に破口</p> <p>B 左舷船首部に凹損</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長Aほか6人が乗り組み、磁針路約260° 速力約4ノットで自動操舵により航行していた。</p> <p>船長Aは、船尾甲板上で漁具の片付け作業に加わり、船橋を無人として航行した。</p> <p>B船は、船長Bほか5人が乗り組み、機関を中立運転とし、南方に向首して漂泊していた。</p> <p>船長Bは、2基のレーダーをそれぞれ6M及び3Mレンジで作動させていたが、接近するA船の映像に気付かず、衝突直前に左舷正横少し後方に初めてA船を視認し、機関を全速力後進にかけた。</p> <p>両船は、平成22年3月16日08時00分ごろ、八丈島西南西方沖において、A船の右舷船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。</p> <p>A船は和歌山県那智勝浦町勝浦漁港に、B船は高知県室戸市室津漁港に、それぞれ自力航行して入港した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 雨、風向 西、風力 3、視程 約5km</p> <p>海象：波高 約3m</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は西南西進中、B船は漂泊中、八丈島西南西方沖において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、船橋を無人としていたことから、見</p>

		張りを行っていなかったものと考えられる。 船長Bは、衝突直前までA船に気付かなかったことから、見張りを行っていなかったものと考えられる。
原因		本事故は、八丈島西南西方沖において、A船が西南西進中、B船が漂泊中、両船が見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。